

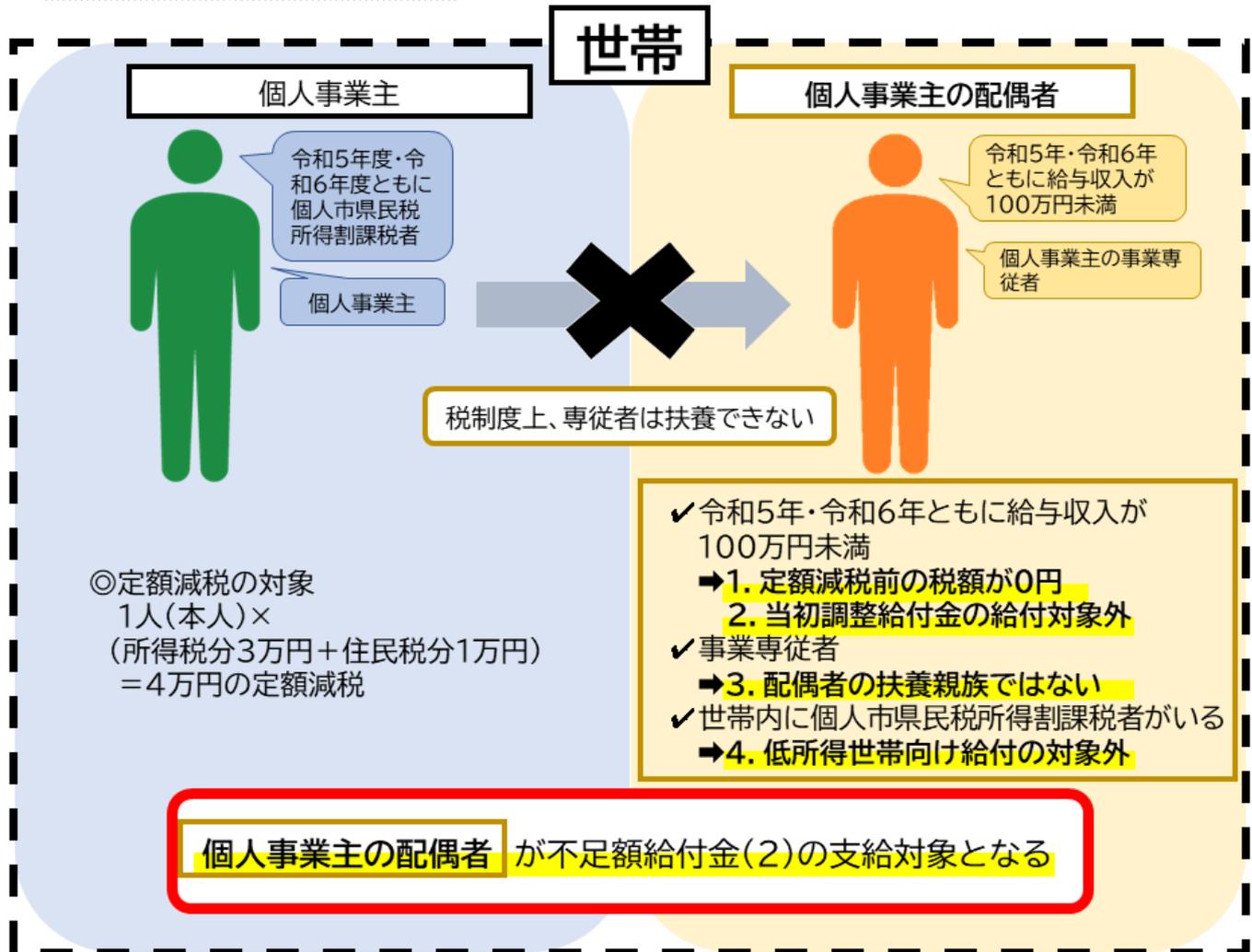
不足額給付金(2)の対象となる場合

次のような方が不足額給付金(2)の対象となる可能性があります。

● 個人事業主の配偶者（事業専従者）が不足額給付金(2)の対象となる場合

事業専従者は、非課税であっても税制度上、扶養親族となることができません。しかし、令和6年分所得税および令和6年度分個人市県民税所得割の定額減税前税額が0円だった場合、定額減税の対象外です。また、同一世帯に令和5年度および令和6年度の個人市県民税所得割課税者がいる場合や課税者から扶養されている者がいる場合は、低所得世帯向け給付においても給付の対象外となります。この場合、事業専従者は不足額給付金(2)の対象となります。

例：個人事業主の配偶者（専従者）と個人事業主の2人世帯

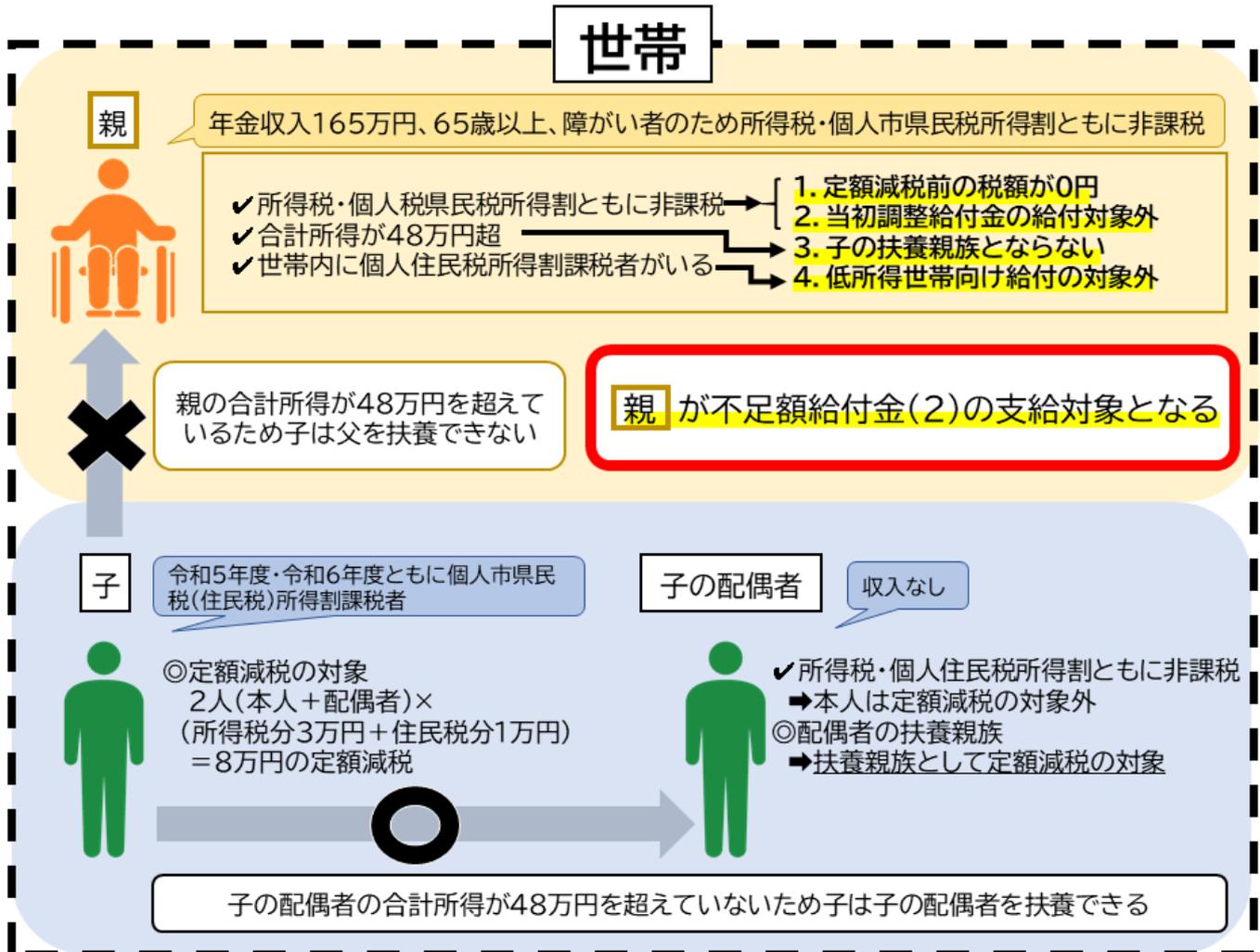


1. 令和5年と令和6年どちらも給与収入が100万円に満たないため、令和6年分所得税額と令和6年度分個人市県民税所得割額の定額減税前の税額がいずれも0円。
2. 令和5年の給与収入が100万円に満たないため、令和6年分推計所得税額と令和6年度分個人市県民税所得割額の定額減税前の税額がいずれも0円。→当初調整給付金の給付対象外。
3. 納税者である個人事業主の事業専従者である。
→税制度上、専従者は扶養できない（控除対象である配偶者・扶養親族等ではない）。
4. 令和5年度および令和6年度ともに世帯内に個人市県民税所得割課税者がいる。
→低所得世帯向け給付の対象外。

【合計所得金額が 48 万円を超えている者が不足額給付金(2)の対象となる場合】

合計所得金額が 48 万円を超えている場合、税制度上扶養親族となることができません。しかし、令和 6 年分所得税および令和 6 年度分個人市県民税所得割の定額減税前税額が 0 円だった場合、定額減税の対象外です。また、同一世帯に令和 5 年度および令和 6 年度の個人市県民税所得割課税者がいるや課税者から扶養されている者がいる場合、低所得世帯向け給付においても給付の対象外となります。この場合、合計所得金額が 48 万円を超えている者が、不足額給付金(2)の対象となります。

例：親（合計所得金額が 48 万円超）と子と子の妻の 3 人世帯



1. 令和 5 年と令和 6 年どちらも年金収入が 165 万円だが、65 歳以上かつ障がいがあるため、令和 6 年分所得税額と令和 6 年度分個人市県民税所得割額の定額減税前税額が 0 円。
2. 令和 6 年分推計所得税額と令和 6 年度分個人市県民税所得割額の定額減税前の税額がいずれも 0 円。→当初調整給付金の給付対象外。
3. 合計所得が 48 万円を超えている。
→控除対象である配偶者・扶養親族等ではない。
4. 令和 5 年度・令和 6 年度ともに世帯内に個人市県民税所得割課税者がいる。
→③低所得世帯向け給付の対象外。